

中国大陸と台湾における第三者再審制度(1)

——日本法への示唆を兼ねて——

The Third-party Opposition Proceeding in Chinese Mainland and Taiwan(1):
And the enlightenment on Japan

劉 穎*

目 次

- I はじめに
- II 第三者再審制度の概要
 - 1. 台湾の第三者再審制度の概要
 - 2. 中国大陸の第三者再審制度の概要
- III 第三者再審制度の立法目的
 - 1. 台湾の第三者再審制度の立法目的
 - 2. 中国大陸の第三者再審制度の立法目的 (以上, 本号)
- IV 第三者再審制度をめぐる諸論点
 - 1. 第三者再審の訴えの対象
 - 2. 第三者再審の訴えの当事者
 - 3. 第三者再審の訴えの要件
 - 4. 第三者再審の訴えに対する判決の効力
 - 5. 第三者再審の訴訟手続
- V ま と め

I はじめに

確定判決の効力は、訴訟の当事者に対して生じるのが原則であるが、例

* 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

外的に第三者に拡張されることがある。これは、第三者の視点からみれば、自らが当事者として関与しなかった訴訟の結果によって不利な拘束力を受けることを意味する。こうした不利益を正当化するためには、その拘束力によって第三者が不当な損害を被ることがないように、十分な手段が講じられる必要があり、そのような手段の1つとして、第三者再審が挙げられる。ところが、日本では、第三者再審制度は、当初は明治23年民事訴訟法(以下、「明治民法」という。)に存在していたが(明治民法483条)、大正15年の民事訴訟法改正において詐害防止参加制度の導入に伴い、廃止された¹⁾。学説では、これは立法者の過誤によるのではないかとの考えから、立法政策として第三者再審の復活を志向するものが少なくない²⁾。そこで、現行民事訴訟法(以下、「日本民法」という。)の制定過程においては、第三者再審の復活は、検討事項として提示され³⁾、しかも、賛成の意見が多数であったようにみられるが⁴⁾、最終的には、立法には至らなかった。このような状況のもと、解釈論としては、詐害訴訟の場合について、代理権欠缺との類似性から、日本民法338条1項3号の類推適用に

-
- 1) その経緯に関して、上田徹一郎=井上治典編集『注釈民事訴訟法(2)当事者(2)・訴訟費用(第2版)』(有斐閣, 1992年)178頁以下(河野正憲執筆部分)を参照。
 - 2) 齊藤秀夫ほか『注解民事訴訟法(2)当事者(第2版)』(第一法規出版, 1991年)246頁(小室直人=東孝行執筆部分)、新堂幸司『新民事訴訟法(第5版)』(弘文堂, 2011年)826頁、上田徹一郎『民事訴訟法(第7版)』(法学書院, 2011年)570頁、三木浩一ほか『民事訴訟法』(有斐閣, 2013年)451頁。
 - 3) 「民事訴訟手続に関する検討事項」(1991年)第十四・二・4。
 - 4) 賛成の意見に関して、梅善夫「『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する意見(下)」青山法学論集34巻2号(1992年)57頁、西村宏一ほか「民事訴訟手続に関する検討事項についての意見」法の支配89号(1992年)149頁、石渡哲「『民事訴訟手続に関する検討事項』についての意見(4)」法学研究66巻5号(1993年)135頁などを参照。反対の意見に関して、鈴木俊光=納谷廣美=高地茂世「『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する意見(回答)」法律論叢65巻1号(1992年)52頁を参照。

よって第三者に再審の訴えが認められるとする立場と⁵⁾、詐欺訴訟を一種の執行妨害として捉え、その処罰に基づいて、同項5号の類推適用によって第三者に再審の訴えが認められるとする立場がある⁶⁾。最決平成25年11月21日金判1431号16頁は、前者の立場を採って、解釈上、第三者再審を認めはじめたのは判例であり、事案の概要は次のとおりである。

株式会社Y₂は、Xの新株予約権に基づき、新株を発行したが、Y₂の株主であるY₁は、Y₂を被告として、主位的に本件新株発行の不存在確認を、予備的に本件新株発行無効確認を求めて訴訟を提起した。Y₂は、第一回口頭弁論期日に請求原因事実をすべて認める旨の答弁をしたが、裁判所は、本件訴訟にかかる判決が第三者に対しても効力を有することを考慮して自白の成立を認めず、当事者の双方からそれぞれ申出のあった書証を取り調べたうえ、更に請求原因事実についての追加立証を検討するよう当事者に対して指示し、第二回口頭弁論期日に被告からの追加申出の書証を取り調べたうえ、口頭弁論を終結し、第三回口頭弁論期日に主位的請求棄却、予備的請求認容の判決を言い渡し、この判決は控訴なく確定した。これに対してXは、本件判決は自らに対しても効力を有するものであるが（日本会社法838条）、Yらは本件訴訟の係属を自らに知らせず本件判決を確定させ、これによって自らの権利が害されたと主張し、本件判決には日本民訴

5) 船越隆司「詐欺判決論」法学新報74巻4・5号（1967年）170頁、徳田和幸「フランス法における Tierce-Opposition の機能と判決効」山木戸克己教授還暦記念論文集刊行発起人会編『実体法と手続法の交錯・山木戸克己教授還暦記念（下）』（有斐閣、1978年）202・205頁、鈴木正裕「判決の反射的効果」判タ261号（1981年）11頁、三谷忠之『民事再審の法理』（法律文化社、1988年）32頁以下、岡田幸宏「判決の不当取得について（四・完）」名古屋大学法政論集137号（1991年）448頁。

6) 兼子一『新修民事訴訟法体系（増訂版）』（酒井書店、1965年）413頁、吉村徳重「既判力拡張における依存関係(三)」法政研究28巻1号（1961年）65頁。なお、松浦馨ほか『条解民事訴訟法（第2版）』（弘文堂、2011年）1724頁（松浦馨執筆部分）は、詐欺訴訟の場合、日本民訴訟338条1項3号又は5号など、「なんらかの形で、再審事由の類推を認めるべきである」と説く。

法338条1項3号の代理権欠缺に準じた再審事由があるとして、独立当事者参加を申出たうえ、Yらを被告として、本件判決に対して再審の訴えを提起した。

第一審は、対世効を有する確定判決について、裁判上の自白が判決の基礎とされたなど、対世効による法律関係の画一的処理が図られないこととなってもやむをえない特段の事情が認められる場合には、この判決によって権利を害されたと主張する第三者は、日本民訴法338条1項3号に準じて再審の訴えを提起することができるとし、本件においてはそのような特段の事情が認められないとして、再審請求を棄却する決定を下した。Xは、第一審で主張したのと同旨の主張をして抗告した。

原審は、詐害判決がされたことは、行政事件訴訟法34条1項や特許法172条など、明文の規定がある場合に限り、再審事由として認められるのであり、「その反面、そのような法律の定めがない場合には、詐害判決であることを独立した再審事由として認めることはできず、従って、これを民事訴訟法338条1項3号の代理権欠缺に準じた再審事由であると認めることはできない」と判示し、第一審の「判断基準は相当ではない」として、解釈上、第三者再審を否定する立場に基づいてXの抗告を棄却した。そこで、Xが許可抗告を申し立て、それが受理された。

最高裁は、「上記訴訟の確定判決の効力を受ける第三者が、上記訴訟の係属を知らず、上記訴訟の審理に関与する機会を与えられなかったとしても、直ちに上記確定判決に民訴法338条1項3号の再審事由があるということとはできない。しかし、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならないのであり（民訴法2条）、とりわけ、新株発行の無効の訴えの被告適格が与えられた株式会社は、事実上、上記確定判決の効力を受ける第三者に代わって手続に関与するという立場にもあることから、上記株式会社には、上記第三者の利益に配慮し、より一層、信義に従った訴訟活動をすることが求められるところである。そうすると、上記株式会社による訴訟活動がおよそいかなるものであったとしても、上記第三者が後に上記確定判決の効力を一切争うことができないと解することは、手続保

障の観点から是認することはできないのであって、上記株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており、上記第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には、上記確定判決には、民訴法338条1項3号の再審事由があるというべきである」として、原決定を破棄差し戻した。

また、平成24年の民事訴訟法学会では、立法論として、第三者再審制度の導入が提案されたことは周知のところである。

これに対して、台湾の民事訴訟法制は、近代以来、法案の構成から条文の一字一句に至るまで、多くの面においてモデルを日本法に負うところが大きかったが、20世紀末から、社会や国際情勢などの新たな事情に対応するために、抜本的な改正がなされ、日本法と異なる制度が相次いで新設されており、第三者再審制度の導入はその一例である。また、同じく中華圏に属する中国大陸では、現代的な民事訴訟法制は、歴史が長くないが、近年発展が速く、2012年に公布された現行民事訴訟法は、第三者再審制度を導入した⁷⁾。

そこで、本稿は、第三者再審制度について、中国大陸と台湾の立法や学説を考察しながら、上記の判例及び立法論の問題点を検討しておく。以下では、まず、第Ⅱ章において、台湾と中国大陸の第三者再審制度の概要を鳥瞰し、次に、第Ⅲ章において、その制度目的を考察したうえ、第Ⅳ章において、解釈論及び立法論のいくつかの問題点を検討する。最後に、第Ⅴ章において、かかる検討をまとめる。

7) 日本でいう「第三者再審」又は「詐害再審」は、台湾と中国大陸において、条文上も講学上も、「第三者取消の訴え（第三人撤銷之訴）」又は「第三者取消訴訟（第三人撤銷訴訟）」と表現されているが、本稿は、日本の講学上の表現に従い、後述する台湾民事訴訟法507条の1や中国民事訴訟法56条3項の制度を「第三者再審」という。なお、台湾と中国大陸では、講学上、訴外第三者が通常の再審の訴えを提起する意味において、第三者再審という表現が用いられることがある。

II 第三者再審制度の概要

1. 台湾の第三者再審制度の概要

台湾の民事訴訟法(以下、「台湾民訴法」という。)は1935年7月1日国民党政府により制定され、中国大陸で施行された沿革を有しており、1949年国民党政府が中国大陸を失い台湾に撤退した後、1968年の大改正をはじめとする数回の改正が加わったものである。それは、法典の構成、条文の内容及び解釈論の議論のいずれにおいても、ドイツと日本の立法及び学説の影響を及ぼしているといえる。1980年代に入ってから、台湾政府による民事訴訟法検討会の成立を契機に、いわゆる「台湾本土民事訴訟法学」⁸⁾は形成しはじめ、これとともに民事手続法制の抜本的な改正作業は開始された。その成果として、1999年、2000年及び2003年の民事訴訟法改正がある。この台湾民事手続法制の歴史的な大改革においては、第三者再審制度は、2003年の民事訴訟法改正案により、新設された。

法案の構成からみると、台湾民事訴訟法典では、第三者再審は、第五編の一「第三者再審訴訟手続」として、第五編「再審手続」の次に置かれており⁹⁾、すなわち、通常の再審と異なる意味において、特別の再審に位置付けられる。その具体的な内容は、次のとおりである。

【台湾民訴法第五〇七条の一(第三者再審訴訟手続の要件)】

「法律上の利害関係を有する第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼ

8) 黄國昌「台湾民事訴訟法之新展開—理論突破与立法革新軌跡之一考察」湯徳宗＝王鵬翔主編『2006兩岸四地法律發展(下)』(新學林, 2007年)122頁は、こう表現する。

9) 台湾民事訴訟法典は、第一編「総則」、第二編「第一審手続」、第三編「上訴審手続」、第四編「抗告手続」、第五編「再審手続」、第五編の一「第三者再審訴訟手続」、第六編「督促手続」、第七編「保全手続」、第八編「公示催告手続」及び第九編「人事訴訟手続」により、構成される。なお、第九編「人事訴訟手続」は、2012年の台湾家事事件法の公布・施行に伴い、2013年に削除された。

すべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかった者は、確定の終局判決に対し、その当事者の双方を共同被告として第三者再審の訴えを提起し、自己に不利な部分の判決の取消しを求めることができる。但し、他の法的手続により救済を求めるべき者は、この限りではない。」

【台湾民訴法第五〇七条之二（第三者再審の訴えの管轄裁判所）】

「第三者再審の訴えは、原判決をした裁判所の管轄に専属する。

審級を異にする裁判所が同一の事件につきした判決に対して併合して提起され、又は、上級の裁判所がした判決に対してのみ提起された第三者再審の訴えは、原第二審裁判所の管轄に専属する。原判決が第二審裁判所を経ないでなされたときは、原第一審裁判所の管轄に専属する。」

【台湾民訴法第五〇七条之三（第三者再審の訴えの原確定判決の効力）】

「第三者再審の訴えは、原確定判決に対する執行停止の効力を有しない。但し、裁判所は、必要と認め、又は、申立てにより相当かつ確実の担保を立てさせたときは、決定で¹⁰⁾、第三者再審の訴えの申立ての限度で、第三者に不利な部分について原確定判決の効力の一時の停止を命ずることができる。

前項の決定に対しては、抗告することができる。」

【台湾民訴法第五〇七条之四（第三者再審の訴えの原判決に対する変更）】

「裁判所は、第三者再審の訴えに理由があると認めるときは、原確定判決であって第三者に不利な部分を取り消し、また、第三者の申立てにより、必要なときに限り、取り消した限度で、原判決を変更する判決をしなければならない。

前項の場合においては、原判決は、原当事者の間でその効力を失わない。但し、訴訟物が原判決の当事者及び第三者再審の訴えを提起した第三者について合一確定の必要があると認められるときは、この限りではな

10) 日本民訴法にいう「決定」は、台湾民訴法及び中国民訴法の原文において「裁定」という用語で表わされている。

い。」

【台湾民法第五〇七条の五（第三者再審の訴えの準用規定）】

「第五〇〇条第一項、第二項、第五〇一条から第五〇三条まで、第五〇五条、第五〇六条の規定は、第三者再審の訴えについて準用する。」

同法507条の5にいう各規定は、再審期間、再審の訴えの提起、再審の訴えの却下及び棄却、再審の本案審理の範囲、再審に対する各審級における訴訟手続に関する規定の準用など、通常の再審の訴訟手続に関するものである。すなわち、第三者再審の訴訟手続は、通常の再審の規律に従うとされる。

2. 中国大陸の第三者再審制度の概要

先にも触れたとおり、中国大陸では、1949年中華人民共和国建国以前は、現在台湾において施行されている民事訴訟法典も、民事裁判の基本法として適用されていた。ところが、1949年以降、中国大陸において、同法の全面廃止に伴って西欧型の民事訴訟法制の影響がすべて遮断されており、民事裁判は、長い間、いわゆる「馬錫五裁判方式」¹¹⁾をはじめとする、職権主義の色彩が非常に濃い裁判制度により、処理されてきた。1982年、このような裁判実務を基にしてソビエト法に倣い、中国大陸のはじめでの現代的な民事訴訟法である「中華人民共和國民事訴訟法（試行）」は制定・施行された。この法律は、大まかにいえば、総則、第一審手続、第二審手続及び再審手続を含む判決手続及び執行手続の3つの部分につき、簡略な条文を置いたものである。これを基に、中国大陸初代の民事訴訟法

11) 「馬錫五裁判方式」とは、1943年から陝甘寧辺区高等裁判所隴東分区の分廷院長を務めていた馬錫五氏により創設された審判と調停の性格が重なる紛争解決制度であり、その特徴は、紛争解決の裁判者は紛争の現場に直接立ち入り、職権で紛争の発生の経緯を調べて紛争に関する証拠資料を収集し、この過程において当事者に対して説得や教育をし、最終的には、紛争解決の目的を達することにある。「馬錫五裁判方式」を紹介する日本語文献として、武鴻雁「中国民事裁判の構造変容をめぐる一考察—『馬錫五裁判方式』から離脱のプロセス」ジュニア・リサーチ・ジャーナル11号（2005年）77頁がある。

典である「中華人民共和國民事訴訟法」は、1991年に制定・施行されており、督促手続、公示催告手続など特別手続が加えられた。その後、再審手続及び執行手続の実効性を高めるために、改正作業が始まり、2007年に中国大陸次代の民事訴訟法典（以下、「中国旧民法」という。）は公布された。中国旧民法の改正過程においては、再審手続に関する修正内容の一部として、第三者再審制度の導入も提案されていたが¹²⁾、立法には至らなかった。この中国旧民法施行以来、中国大陸では、「経済の急成長に伴い、民事事件の件数が大幅に増加して新たな事件類型が続々出現し、民事訴訟法の現行規定は、かかる面において、司法に対する国民の要請に適わなくなってくるため、引き続き改正作業を再開する必要がある」と指摘され¹³⁾、2010年から改正作業が再開された結果、2012年に現行民事訴訟法（以下、「中国民法」という。）は通過・公布された。この法律は、第一編「総則」の第五章「訴訟参加人」において、第三者再審制度を新設した。その内容は、次のとおりである。

【中国民法第五六条】

「第三者は、自らが当事者双方の訴訟物について独立の請求権を有すると認めるときは、訴訟を提起することができる。

第三者が当事者双方の訴訟物について独立の請求権を有しないが、訴訟の結果について法律上の利害関係を有するときは、当該第三者は、訴訟参加を申し出ることができ、また、裁判所は、当該第三者に対して訴訟参加のための通知をすることができる。裁判所のした判決により民事責任を負うべき第三者は、当事者の訴訟権利及び義務を有する。

前二項の第三者は、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができず、かつ、法的効力を生じた判決、決定又は調停書の内容の一部又は全部が誤ったことにより民事権益が害されたことを証明

12) 提案の内容に関して、西村峯裕＝周哲「江偉・孫邦清中華人民共和國民事訴訟法修正案(8)」産大法学42巻1号（2008年）89頁を参照。

13) 2011年10月24日付第11期全国人民代表大會常務委員會第23回會議「『中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）』に関する説明」。

できる証拠が存するときは、自己の民事權益が害されたことを知り、又は知るべきであった日から6ヶ月以内に、当該判決、決定又は調停書をした裁判所に対して、訴訟を提起することができる。裁判所は、審理をしたうえ、第三者の訴訟請求が成立すると認めるときは、原判決、決定又は調停書を変更し又は取り消し、そうでないときは、第三者の請求を棄却しなければならない。」

すなわち、中国民訴法では、第三者再審は、通常の再審と異なる意味における特別の再審ではなく、新たな訴えとして位置付けられ、法典の総則に置かれる点で、台湾民訴法と異なる。

III 第三者再審制度の立法目的

1. 台湾の第三者再審制度の立法目的

台湾では、第三者再審制度の導入は、1980年代から提唱されてきた新手續保障論という理論の産物であるといわれる¹⁴⁾。この新手續保障論の主旨は、次のとおりである。すなわち、憲法は、国民主権や法治国家といった理念から、人間の尊厳を守るために、具体的に基本権として、財産権、平等権、自由権、生存権に加えて、裁判を受ける権利をも国民に保障している。司法過程についていえば、当事者や利害関係人は、手續上の主体的な地位が認められ、手續主体権が与えられ、その権利義務又は地位に関する裁判手續について適時に適当な方法で関与することにより裁判の結果の形成に影響を及ぼす機会ないし権利が保障されなければならない。手續主体権者は、裁判所に対して、争われている実体的利益のみならず、実体的利益とは独自に存する手續的利益（簡易迅速な手續の利用、煩瑣又は実益のない手續の不利用によって節約される労力、時間又は費用）の保護をも求めることができる。立法者が訴訟制度を設計する際にも、また裁判官が

14) 黃國昌「第三人撤銷訴訟之原告適格—評最近出現之二個裁判实例」月旦法學雜誌139期（2006年）238頁。

個別事案において訴訟指揮権ないし裁量権を行使する際にも、実体的利益と手続的利益との両方を等しく追求する機会を当事者に確保するよう努めるべきである。そうでないと、この機会を当事者に与えなかったというような裁判所の裁判活動は、当事者にとって訴訟促進上の不意打ちとなってしまい、手続保障の建前に反するとする¹⁵⁾。この説は、手続保障を客観的真実ないし正しい裁判をえるための手段にすぎないとする日本での手続保障論と異なる意味において、新し手続保障論と呼ばれる。

この新し手続保障論の進展を背景に、手続保障の付与や不意打ちの徹底的防止は、1999年、2000年及び2003年の台湾民事訴訟法改正の先導理念となる¹⁶⁾。それを反映した立法として、第三者再審の他、職権による訴訟告知がある¹⁷⁾。この2つの制度に関しては、立法理由書（台湾司法院提案説明）は、次のように説く。「訴訟制度の紛争解決機能の実効性を高めるために、特定類型の事件につき判決効を第三者にまで及ぼさせることがあり、これをもって、訴訟の当事者と当該第三者との間に生じた紛争を解決する。また、判決効が及ぶ第三者の利益を守るために、この法律は、67条の1において、裁判所は、事実審の口頭弁論終結前の適当な時期に、訴訟の結果と法律上の利害関係を有する第三者に対して、訴訟係属及びその進行程度を書面で通知することができる旨を定め、訴訟手続に関与する機会

15) 許士宦「戦後台湾民事訴訟法学発展史」月旦民商法雑誌35期（2012年）26頁。

16) このような先導理念下の法改正の内容に関して、邱聯恭「台湾における民事訴訟法の改革とその先導理論」青山善充ほか編『民事訴訟法理論の新たな構築・新堂幸司先生古稀祝賀(上)』（有斐閣、2001年）251頁、福山達夫「中華民國（台湾）の司法制度改革の動き(8) 新民事訴訟法制定(上)」国際商事法務32巻7号（2004年）895頁、同「(下)」国際商事法務32巻8号（2004年）1061頁以下を参照。

17) 台湾民訴法67条の1の1項は、「訴訟の結果が第三者と法律上の利害関係を有するときは、裁判所は、第一審又は第二審の口頭弁論終結前の適当な時期に、当該第三者に対して、訴訟係属及びその進行程度を書面で通知することができる。」と規定する。

を当該第三者に与えているが、現実には、第三者は常に訴訟手続に関与する機会を確保されるとは限らない。第三者が自己の責めに帰することができない理由によりその機会を与えられず、すなわち、訴訟に参加しなかった場合には、第三者に対して不利な判決の拘束を強いると、これは、第三者の訴訟権、財産権を剝奪することも同然である。それ故、手続権保障の要請から、第三者は、その利益の保護のために必要である限り、原確定判決の取消しを求めることが許される。従って、第五編の一『第三者再審訴訟手続』を新設する。」

これを受けて、通説は、第三者再審は、職権による訴訟告知という事前的手続保障と併せて、事後的手続保障を第三者に与えることを通じて、第三者の手続的利益の保障を目的とするものであり、それは、基本権と等しく重要視される手続的利益の保護という憲法上の要請から正当化されるとする¹⁸⁾。

なお、第三者再審制度の目的は、手続保障上、第三者に対して事後的救済を与えるのではなく、裁判の正確さを確保することにより法の正義を守り、第三者の利益を守ることにあると唱える少数説もある¹⁹⁾。換言すれば、第三者再審の制度目的は、通常の再審と共通し、誤った確定判決を是正することにより、法律によって保護されるべき者を保護することにある。通常の再審の訴えの原告適格は原確定判決の当事者に限られ、他人間の訴訟の結果によって害された第三者は通常の再審の訴えを提起することができないからこそ、第三者再審を設ける必要が生じる。

また、立法論の視点から、第三者再審制度の導入を否定する立場もある。第一は、フランス法に倣って第三者再審制度を導入すること自体を完

18) 許士宦「新修正民事訴訟法上程序保障之新展開」月旦法学教室第6期(2003年)70頁以下、黄國昌「第三人撤銷訴訟—受判決効力所及第三人之事後程序保障機制」律師雜誌287期(2003年)73頁、姜世明「淺論兩岸第三人撤銷之訴」月旦民商法雜誌42期(2013年)7頁。

19) 陳榮宗「第三人撤銷訴訟之原告當事人適格」月旦法学雜誌115期(2004年)191頁。

全に否定する立場である。その理由は次のとおりである。すなわち、フランス法では、既判力は、実体法上の効果として、民法により規定されるものであり、判決が確定すると、真実の擬制（推定）という効果が発生することから、第三者に対して、そのような効果の不利な影響を免れるために、救済の機会を与える必要が生じる。しかし、台湾の民事訴訟法は、従前からドイツの民事訴訟法理論を踏襲しており、具体的には、既判力は、訴訟法の観点から性格付けられるものであり、判決効の相対性の原則により、既判力は原則として第三者に及ばないとされる点で、フランス法と峻別される。従って、第三者の不利益を防ぐためには、判決効の相対性の原則を用いれば足りるから、わざわざ第三者再審制度を持ち出すことはないという²⁰⁾。第二は、たとえ第三者に事後的救済を与える必要があるとしても、すでに前訴の手續に参加した補助参加人が前訴の当事者の一方を補助して再審の訴えを提起することができる旨を定める台湾民法58条3項の類似適用により²¹⁾、前訴に参加しなかったがその確定判決と法律上の利害関係を有する第三者に対しても、再審の訴えを許容すれば足りるとする立場である²²⁾。

これらの見解に対しては、通説側は、新手續保障論の立場を強調するだけで対応する。すなわち、新手續保障論はドイツや日本の伝統的な訴訟観

20) 呂太郎「第三人撤銷之訴—所謂由法律上利害關係之第三人」月旦法学雜誌99期（2003年）29頁以下。

21) 台湾民法58条は、「1 当事者双方の訴訟について法律上の利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟の係属中に、参加を申し出ることができる。2 参加申出は、上訴、抗告その他の訴訟行為と併合してすることができる。3 当事者双方の確定判決について法律上の利害関係を有する第三者で前訴に参加した者は、前訴の当事者の一方を補助して再審の訴えを提起することができる。」と規定する。すなわち、前訴に参加しなかった第三者は、補助参加を申し出つつ、再審の訴えを提起することは許されないという点で、日本民法とは異なる（日本民法45条1項）。

22) 民事訴訟法研究基金会編『民事訴訟法之研討（十三）』（三民書局、2006年）15頁（駱永家發言部分）。

念とは異なり、台湾において新たに発展した理念であることから、これに基づいて設けられる法制度を、ドイツや日本の学説から解釈すべきではないという²³⁾。また、台湾民訴法の職権による訴訟告知や第三者再審の制度は、むしろ、日本法の今後の改正に示唆的な視座を提供しようとも指摘される²⁴⁾。

2. 中国大陸の第三者再審制度の立法目的

前述のとおり、中国民訴法では、第三者再審制度は、第二編「判決手続」の「再審手続」のところではなく、第一編「総則」の「訴訟参加人」

23) 許士宦「第三人訴訟参与与判決効主観範圍(上)——以民事訴訟上第三人之程序權保障為中心」月旦法学雑誌178期（2010年）109頁、同「(下)」月旦法学雑誌179期（2010年）174頁。

24) 民事訴訟法研究基金会・前掲注22) 53-54頁（邱聯恭補充部分）は、「日本においても、他人間の前訴判決によって不利な影響を及ぼされた第三者に対して、如何に事前的手続保障ないし事後の手続保障を与えるべきかは、課題である。しかも、第三者への救済の途を通常の再審の訴えに限定するのであれば、当事者適格の問題が残るので、別の救済を検討する必要がある。また、最近（2003年）、日本人事訴訟法の改正作業において、立法政策として、裁判所が、父子関係不存在の確認訴訟において母親に対し、婚姻関係不存在の確認訴訟において子に対し、それぞれ職権で訴訟告知をすることができるよう、立法措置を講じるべきと提唱されている。更に、一般論は、日本民訴法42条及び45条の規定により、前訴判決が確定した後に補助参加を申し出つつ再審の訴えを提起することが許される第三者は、あくまでも補助参加人の地位を有するにすぎず、加えて、再審事由が被参加人について判断されることになるため、当該第三者は、再審訴訟においても、被参加人の訴訟行為と抵触する訴訟行為をすることができないとする。以上のとおり、紛争の統一的な解決や手続保障などの訴訟法的な要請に応えるためには、日本法上の現行諸制度で十分であるとは到底いえない。しかも、上述のような訴訟告知が行われない場合、如何に第三者への事後の救済を講じるべきかも、課題である。従って、日本よりも先に設けられた台湾民訴法58条3項（前訴に参加した補助参加人の再審の訴えの原告適格）、67条の1（職権による訴訟告知）及び507条の1（第三者再審の訴え）等の制度は、日本法の今後の改正にとっても、示唆的で参考の価値を持つと思われる。」と説く。

のところに置かれており、同法56条1項及び2項は、中国旧民訴法の規定をそのまま踏襲したものであるが、同条3項の規定は、2012年の改正において新設されたものである。その必要性に関して、立法理由書は、次のように説く。すなわち、近年、当事者の詐害訴訟により第三者の利益が害される事案が多くみられる。特に、裁判所が調停の機能を強化して以来、当事者による調停の悪用により第三者の利益が害される事態は、深刻になりつつある。旧法は、第三者の利益保護のために、第三者の訴訟参加や第三者異議の訴えなどの制度を用意したが、それらの制度には、それぞれ限界がある。そこで、法の改正過程においては、通常の再審の訴え又は別途の訴えを第三者に認めるものと提案されていたが、前者の方法については、再審の訴えの原告適格が前訴の当事者に限定されること、再審事由が厳格であり、しかも、第三者の利益が原裁判によって害されたことが独立した再審事由とはされないこと、原裁判が第二審裁判である場合、再審訴訟の裁判に対して上訴が許されないから²⁵⁾、第三者の審級利益を保護するために十分とはいえないことなどの問題点、後者の方法については、地裁が高裁のした原裁判を取り消すのは妥当なのか、後訴裁判が前訴裁判と抵触する場合、2つの裁判の効力を如何に扱うべきなのかという問題点が指摘された。そこで、同条3項を新設した²⁶⁾。

通説は、中国民訴法の第三者再審制度は、第一の目的が、誤った裁判を取り消すことにより、詐害訴訟を抑止し、第三者の実体的利益を保護することにあるとし²⁷⁾、他方、第三者の手続参加の機会ないし利益を事後的

25) 中国民訴法は、二審制を採用する。同法175条は、「第二審裁判所がした判決・決定は、終審の判決・決定である」と規定する。

26) 全国人大常委法制工作委员会民法室『民事訴訟法修改決定条文釈解2012』（中国法制出版社、2012年）61-64頁。

27) 張衛平「中国第三人撤銷之訴的制度構成与適用」中外法学2013年第1期171頁。通説的見解に関して、蔡虹「民事再審程序立法的完善—以《中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）》為中心的考察」法商研究2012年第2期29頁、王福華「第三人撤銷之訴適用研究」清華法学2013年第4期51頁、傅賢國「“第三人撤銷訴訟”抑或“訴訟第三人異議之訴”—基於我國《民訴法》第56條第3款

に保護し、すなわち、手続保障という目的をも兼ねるということも否定しない²⁸⁾。これに対して、第三者の実体的利益の保護という目的を完全に否定し、第三者に手続保障を与えるという点のみを強調する見解もある²⁹⁾。しかし、第三者は、実体的利益が前訴の確定裁判によって害されない場合、前訴で参加の機会が与えられなかったとしても、第三者再審の訴えを提起することが許されないことを考えれば、第三者の実体的利益の保護を無視するような見解は、第三者再審の本質を見誤ったものといわざるをえない³⁰⁾。

なお、立法理由書が別途の訴えという案を排した理由において示唆したとおり、第三者再審制度の導入の背景には、立法上、既判力が明文化されておらず、更に、実務上、判決効の相対性の原則が受け入れられないという事情があるという点に注意すべきである。例えば、AとBが共謀して訴外第三者Cの財産の引渡しを求める訴訟を起こし、Cが知らないうちにAが勝訴判決をえてしまったとする³¹⁾。判決効の相対性の原則のもとでは、CにはA・B間の判決の効力が及ばず、Cが所有権確認の訴えなどを提起して自己の権利を守ることが考えられる。ところが、中国民法下では、A・B間の判決の効力は、Cに対しても及ぶとされる。そこで、Cが裁判所に対して提訴した場合、その訴訟物がA・B間の前訴の訴訟物と

的分析」法学評論2013年第5期138頁、劉君博「第三人撤銷之訴原告資格問題研究」中外法学2014年第1期260頁などを参照。

28) 王・前掲注27) 51頁は、第三者に事後的な手続保障を与えることは「間接目的」であると説く。類似の見解に関して、張・前掲注27) 171頁、許可「論第三人撤銷訴訟制度」当代法学2013年第1期39頁などを参照。

29) 宋漢林「第三人撤銷訴訟立法的完善」理論探索2013年第2期117頁。

30) 胡軍輝「案外第三人撤銷之訴的程序建構—以法国和我国台湾地区的經驗為參照」政治与法律2009年第1期147頁は、「本質からみると、第三者再審は、第三者の実体的利益を守るために設けられたものであり、手続保障のために設けられたものではない」と説く。

31) この例は、上原敏夫ほか「中国への法整備支援事業の現状と課題—民事訴訟法の全面改正」論究ジュリスト5号(2013年)226頁を、参考にしたものである。

同一であるから、裁判所がこれを却下するのは一般的である³²⁾。その意味では、今回の第三者再審制度の導入は、Cのような者に救済を与える必要性を考慮に入れたものである。これに対しては、既判力理論は、学説においてその理解が浸透しつつあり、今後、立法上も定着することが必至となり、既判力制度が整備された後において、第三者再審制度は、適用範囲が大いに制限され、余計なものになるともいえるから、立法政策として、むしろ詐害訴訟であることを独立した再審事由とする方が妥当であろうと主張される³³⁾。しかし、少なくとも現行法のもと、すなわち、既判力が認められないという現実においては、判決効の相対性の原則から第三者再審制度の要否を分析するような見解は、解釈論としての意味がない³⁴⁾。また、既判力制度が明文化された後でも、既判力が第三者に拡張するような場合には第三者再審の訴えが認められる余地があるのはいうまでもなく、しかも、立法理由書からみると、立法者は、通常の再審の原告適格を第三者にまで拡大して認めるという案を排し、第三者再審制度を導入することにした以上、今後、議論は、立法論よりも、第三者再審の訴えの原告、第三者再審の訴えの要件、第三者再審の訴えに対する判決の効力、第三者再審の訴訟手続などの解釈論の問題を、中心として展開すべきであろう。そこで、以下では、これらの問題を扱う³⁵⁾。

32) 実務においては、2つの裁判が衝突することは厳格に禁止されるが、万が一、後訴の裁判所が前訴の裁判があったことを看過して前訴の裁判と矛盾した裁判を下した場合は、再審により、前訴の裁判と後訴の裁判のいずれかを取り消し、又は前訴と後訴を併合して新たな裁判を下すという形で対処する（吳兆祥＝潘莉「民事訴訟法修改後の第三人撤銷之訴与訴訟代理制度」人民司法2013年23期18頁）。

33) 張・前掲注27) 173-174頁。

34) 劉・前掲注27) 262頁、吳澤勇「第三人撤銷之訴的原告適格」法学研究2014年第3期156頁。

35) 本稿は、日本の立法論の問題点をも扱うものであるから、先に、日本法のもとにおいて第三者再審制度の導入の要否を明らかにすることを要する。その要否を検討する際には、最決平成25年11月21日がすでに解釈上、第三者再審を認めたことを考慮せざるをえない。同決定については、本稿は、最高裁が示した

解釈上、第三者再審を許容するための要件を中心として、検討を加えることとし、IV 3「第三者再審の訴えの要件」のところにおいて、第三者再審制度の導入の要否を検討する。